

入札監理小委員会における審議の結果報告

牛乳乳製品統計調査

農林水産省の牛乳乳製品統計調査について、民間競争入札を実施するものとし、平成20年11月から落札者による事業を実施する旨、公共サービス改革基本方針別表に定められている。

これに基づいて農林水産省から提出された実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 対象事業の範囲等（実施要項 3～9 頁）

【論点】

基礎調査と月別調査はかなり性質が異なる（ ）と受けとめている。基礎調査の位置づけを整理すべき。

基礎調査は年 1 回の郵送・調査員併用調査、月別調査は毎月の郵送調査

【対応】

基礎調査と月別調査は従来より一体の調査として実施してきており、調査客体側もそのように受けとめているところで、あえて、これらを別々に実施した場合には、異なる調査主体から調査を実施すること等により、効率的な調査実施の観点から問題が生じる懸念があると考え、との説明を受けて、今回は一体の調査として実施することでやむを得ないと整理したが、次回事業に向けて、基礎調査と月別調査の関係を含め、効率的な事業の実施が可能となるよう検討することを農林水産省と確認した。

なお、基礎調査における調査員の確保について、これまで農林水産省がお願いしてきた調査員を利用したいとの要望が出てくることを想定し、民間事業者に紹介することについて同意した登録調査員の名簿を貸与することを実施要項に記述している。

【論点】

基礎調査について、回収した調査票の提出先を（全国で160箇所以上ある）統計・情報センターと指定しているが、手間がかかりすぎる印象である。回収した調査票の提出が効率的に行われるよう再考すべき。

【対応】

ご指摘を踏まえ、提出先として本省と農政事務所等のどちらかを民間事業者が選択できるよう、実施要項を修正した。なお、次回事業においては、今回の事業の実施状況を踏まえ、より効率的な実施が可能となるように検討することを農林水産省と確認した。

【論点】

契約期間が複数年であり、年度をまたいで業務を実施することになるが、民間事業者から見て、契約金の支払い時期と業務との関係が明確であるか。

【対応】

当初、実施要項の記述が不明確であったため、民間事業者からの報告や業務の完了を確認できる書類等の提出を受けて、適正な実施がなされたことを確認した後、業務に応じた金額を支払う旨、実施要項に記述した。

【論点】

謝礼を支給する調査客体について、「基礎調査のみの調査客体を除く」こととしているが、農林水産省として、どのような調査客体に対して謝礼を支給するのか考え方を整理する必要があるのではないか。

【対応】

ご指摘を踏まえ、基礎調査のみの調査客体のうち自計申告を行うものについて、他計申告と比較して「記帳」という負担を掛けることとなるので謝金を支払うと整理し、その旨を実施要項に記述した。

2. サービスの質（要求水準）（実施要項9～10頁）

【論点】

確保されるべき質として、ウ 農林水産省が示す調査客体の全てから調査協力を得ること、エ 一連の業務（督促業務等）を通じ、調査票の回収率は100%を達成すること を設定することは妥当か。（調査客体の全てから調査協力を得ることや調査票を100%回収することは民間事業者の努力だけで達成されうるのか。）

【対応】

必要があれば農林水産省に報告し、指示を仰ぐことも行っていただくことにより、調査客体の全てから調査協力を得ることや調査票を100%回収することが可能と考える、との説明を受けて、今回はこのような設定でやむを得ないと判断したが、次回事業においては、今回事業の実施状況を十分に把握し、より合理的な質の設定に向けて前向きに検討することを農林水産省と確認した。

【論点】

インセンティブ・ディスインセンティブについては、今回は設定せず、今後の課題とすることによいか。

【対応】

今後、他省庁も含めた統計調査の市場化テストの動向を見つつ検討していくこととする、との説明を受けて、今後の課題とすることによむを得ないと判断したが、今後の導入について前向きに検討することを農林水産省と確認した。

3 . 落札者決定にあたっての評価基準（実施要項12頁）

【論点】

「組織の専門性」「業務遂行に当たり、牛乳・乳製品の生産・流通関係の知識（牛乳・乳製品についての用語、生産工程等の知識）を有する職員を有しているか。」については、必ずしも必須項目とする必要はないのではないか。

【対応】

「牛乳・乳製品の生産・流通関係の知識を有する」者が業務に携わらないと、調査票を確実に回収（回収率100%）し、調査の質を確保するうえで支障が生じる懸念があると考えていることから、この項目を必須項目としているところである、との説明を受けて、今回は必須項目とすることでやむを得ないと判断した。なお、具体的な知識の内容等この項目についての照会については入札説明会で受けることとするが、応札者に過剰な負担を強いるものではない趣旨である、との説明を受けて、なるべく広く事業者が参加できる条件を整えるため、設定の趣旨について入札説明会において十分な説明を行うこと、また、次回入札に向けては今回の経験や受託事業者の意見を踏まえて同様の必須項目を設定する必要があるかどうかについて検討することを農林水産省と確認した。

4 . 意見募集で出てきた意見への対応

【意見】

調査票を郵送する場合は、信書便を用いることが条件となっているが、送付方法については応札者の提案事項として頂きたい。

【対応】

調査項目が記入（プレプリントを含む。）された調査票は郵便法及び信書便法に基づく「信書」に該当すると判断されるため、送付にあたっては必ず信書便を用いることとしている。

しかし、未記入の調査票については「信書」に該当しないと判断されるため、その送付方法について応札者からの提案もできるよう、実施要項の記述を修正した。

以 上